○広島県洗剤対策推進要綱

昭和五五年三月三日施行

第一 趣旨

合成洗剤に洗浄効果を高めるために加えられている燐が瀬戸内海をはじめ公共用水域の富栄養化を進め、赤潮発生の一因になっているといわれている。

このため、従来、便利さのゆえにともすれば安易に見過ごされていた合成洗剤の使用について正しい認識をもち、 洗剤を適正に使用するよう、県民の理解と協力を求め、全県的にこの対策を推進するものである。

第二 対策の方針

次の方針によって、洗剤の適正使用運動を推進する。

- 一 無燐洗剤(やむを得ない場合においても低燐洗剤)の使用
- 二 洗剤の減量使用

第三 実施内容

- 1 県
 - 一 県の施設における無燐洗剤の使用及び洗剤の減量使用
 - 二 洗剤及び洗たくに関する調査・研究
 - 三 県民意識の調査
- 2 県民に対する意識の啓発
 - 一 洗剤問題についての公演会、学習会等の開催
 - 二 チラシ、パンフレット等による資料の提供
- 3 洗剤使用者に対する要請

無燐洗剤の使用及び洗剤の減量使用

- 4 洗剤の製造又は販売会社に対する要請
 - ー 無燐洗剤の販売供給体制の確立
 - 二 商品の表示、広告の改善
 - 三 無燐合成洗剤の研究開発
- 5 国に対する要望
 - 一 合成洗剤中の燐の削減指導の強化
- 二 無燐合成洗剤の研究開発
- 6 その他この対策の推進に必要な事項

第四 推進体制

この対策を総合的に推進するため、市町村との協力体制を確立するほか、県下の関係団体との連携を図るものとする。

附則

この要綱は、昭和五五年三月三日から実施する。